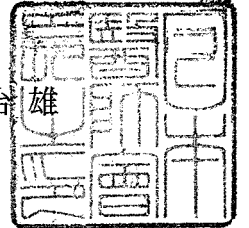


日日医発第120号（庶45）
平成16年5月7日



郡市区医師会長 殿

日本医師会
会長 植松 治雄



「公益法人の活動と政治団体の活動の峻別について（事務連絡）」
の送付について

標記の件について、別添写しのとおり、平成16年4月27日付文書にて、厚生労働省医政局より通知がありました。

御了知願うとともに、会員、関係各方面に対しての御周知方を至急お願い申し上げます。

なお、都道府県医師会に対しても同様の通知を行っておりますことを、申し添えます。



事 務 連 絡

平成 1 6 年 4 月 2 7 日

社団法人 日本医師会事務局 御中

厚生労働省医政局

「公益法人の活動と政治団体の活動の峻別について（事務連絡）」の
送付について

標記につきましては、別添のとおり平成 1 6 年 4 月 2 7 日付事務連絡により、各都道府県衛生主管部局宛送付いたしましたので、ご了承ください。また、貴団体におかれましても、標記の趣旨をご理解いただき、各市区町村ないし郡単位の関係団体も含む傘下の団体に対する適切な対応方よろしくお願い致します。

担当：厚生労働省医政局総務課企画法令係 高橋直人

T E L : 03-5253-1111（内線 2518）

F A X : 03-3501-2048

E - mail : takahashi-naoto@mhlw.go.jp



事 務 連 絡

平成 1 6 年 4 月 2 7 日

各都道府県衛生主管部局 御中

厚生労働省医政局

公益法人の活動と政治団体の活動の峻別について

標記につきましては、平成 1 3 年 8 月 2 1 日付事務連絡により、不適切な事例があった場合には、当該公益法人（医師会・歯科医師会・看護協会。以下同じ。）に対し改善指導を行っていただくようお願いしているところですが、その後公益法人の一部について別紙のような誤解を生ぜしめる事例が見られると指摘されているところです。

このため、貴部局におかれては、市区町村ないし郡単位の公益法人も含めて所管する公益法人に対し、公益法人と政治団体の入退会の峻別も含めて改めて上記の趣旨を周知・指導していただくと同時に、公益法人と政治団体の活動が一体であるかのような誤解を生ぜしめる平成 1 3 年 8 月 2 1 日付事務連絡によりお示した事例及び別紙の事例等を参考に、再度、不適切な事例の有無を調査し、このような事例があった場合には、当該公益法人に対し、改善指導を行っていただきますようお願いいたします。

不適切な事例があった場合には、大変お手数ですが、事例の概要等を別紙様式により、平成 1 6 年 8 月 3 1 日までに下記担当宛ご報告いただくとともに、該当がない場合にはない旨をご報告くださいますようお願い申し上げます。

なお、現行制度上は、政治資金規正法第 2 2 条の 3 第 1 項による国等から補助金等を受けた公益法人は当該補助金の交付の決定の通知を受けた日から 1 年を経過する日までの間、政治活動に関する寄付をしてはならないとされているところですが、公益法人が政治活動を行うこと自体が禁止されているものではありませんので、調査の際はこの点にご留意下さい。

また、公益法人の活動と政治団体の活動の峻別については、国会において具体的な事例の指摘を交えつつ、大きく議論がなされていることから、別添の通

り国会の議事録の抜粋及び議員から提出のあった関連資料を併せてお送りいたしますので、十分ご承知おき下さい。

担当：厚生労働省医政局総務課企画法令係 高橋直人

T E L : 03-5253-1111 (内線 2518)

F A X : 03-3501-2048

E - mail : takahashi-naoto@mhlw.go.jp

別 紙

○公益法人の作成するパンフレット等において、公益法人が徴収する費用の中に政治団体の会費を記載していた事例。

(公益法人の入会パンフレットにおいて年度会費その他の負担金として政治団体の会費を記載、公益法人の作成する会費・負担金徴収予定一覧において公益法人と政治団体の会費を併せて記載など。)

○公益法人の FAX、封筒等を用いて会員に対して政治団体の会費納入を依頼していた事例。

○公益法人と政治団体の会費の振込先を公益法人名義の同一の銀行口座としていた事例。

(公益法人及び政治団体の各々の会費請求書において公益法人名義の同一の銀行口座を振込先として記載、銀行の振込用紙に公益法人及び政治団体の会費の合計額を記載など。)

○公益法人名義の領収書において、公益法人の会費と政治団体の会費を併せて記載していた事例。

【様式】 不適切な事例の有無 (有・無)

公益法人名 〔主たる事務所の所在地〕 (代表者)	関連する政治団体 〔主たる事務所の所在地〕 (代表者)	事例の概要 * 下記から選択。その他は場合は概要を記入。 1、2、3、4、5、6、7、その他	改善指導の有無	現在の状況 (時点)
[] ()	[] ()	[] 1、2、3、4、5、6、7、その他	(有・無)	改善 (済 ・ 未) (平成 年 月 日現在)
[] ()	[] ()	[] 1、2、3、4、5、6、7、その他	(有・無)	改善 (済 ・ 未) (平成 年 月 日現在)
[] ()	[] ()	[] 1、2、3、4、5、6、7、その他	(有・無)	改善 (済 ・ 未) (平成 年 月 日現在)

【事例の概要】

- 公益法人の作成するパンフレット等において、公益法人が徴収する費用の中に政治団体の会費を記載していた事例
- 公益法人のFAX、封筒等を用いて会員に対して政治団体の会費納入を依頼していた事例
- 公益法人と政治団体の会費の振込先を公益法人名義の銀行口座としていた事例
- 公益法人名義の領収書において、公益法人の会費と政治団体の会費を併せて記載していた事例
- 公益法人が、政治団体の会費を特別会費等の名目で、同法人の会費と一緒に徴収していた事例
- 公益法人の事務所が、政党の入党申し込み書の送付先となっていた事例
- 公益法人が地方公共団体から減額された賃料で借りた建物の一部に、政治団体の事務所が置かれていた事例

(担当者氏名)

(所属)

(直通)

(FAX)



事 務 連 絡
平成 13 年 8 月 21 日

各都道府県衛生主管部局 御中

厚生労働省医政局

公益法人の活動と政治団体の活動の峻別について

公益法人である医師会、歯科医師会、看護協会の一部について、別紙の事例が見られました。

公益法人が政治活動を行うこと自体が違法又は公益法人の設立及び指導監督基準（平成 8 年 9 月 20 日閣議決定）に直ちに反するものではありませんが、政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）において、国等から補助金等を受けた法人については、当該補助金等の交付の決定を受けた日から一年を経過する日までの間、政治活動に関する寄付をしてはならないとされております。

補助金等を受けた公益法人の活動と政治活動に関する寄付を行う政治団体の活動が一体であるかのような誤解を与える行為は適切ではなく、政治団体の活動との峻別が図られることが望ましいと考えます。

こうした観点から、貴部局におかれては、所管する医師会、歯科医師会、看護協会について、公益法人と政治団体の活動が一体であるかのような誤解を与える別紙の事例等を参考に、不適切な事例の有無を調査し、このような事例があった場合には、当該公益法人に対し、改善指導等を行っていただくようお願い申し上げます。

また、不適切な事例があった場合には、大変お手数ですが、事例の概要等を別紙様式により、平成 13 年 12 月 28 日（金）までに下記担当宛ご報告下さるようお願い申し上げます。

担当：厚生労働省医政局総務課企画法令係 山本幸司

TEL:03-5253-1111(内線 2519)

FAX:03-3501-2048

MAIL:yamamoto-kouji@mhlw.go.jp

別紙

- 公益法人が、政治団体の会費を特別会費の名目で、同法人の会費と一緒に徴収していた事例
- 公益法人の事務所が政党の入党申し込み書の送付先となっていた事例
- 公益法人の会費と政治団体の会費が同一の預金口座で管理されていた事例
- 公益法人が地方公共団体から減額された賃料で借りた建物の一部に政治団体の事務所が置かれていた事例 等

【様式】

公益法人名 (主たる事務所の所在地) (代表者)	関連する政治団体 (主たる事務所の所在地) (代表者)	事例の概要 ※下記から選択。その他の場合は概要を記入。	改善指導の有無	現在の状況 (時点)
[(])	[(]) ;	1・2・3・4・その他 []	(有・無)	改善(済・未) (平成 年 月 日現在)
[(])	[(]) ;	1・2・3・4・その他 []	(有・無)	改善(済・未) (平成 年 月 日現在)
[(])	[(]) ;	1・2・3・4・その他 []	(有・無)	改善(済・未) (平成 年 月 日現在)

【事例の概要】

1. 公益法人が、政治団体の会費を特別会費等の名目で、同法人の会費と一緒に徴収している
2. 公益法人の事務所が、政党の入党申し込み書の送付先となっている
3. 公益法人の会費と政治団体の会費が同一の口座で管理されている
4. 公益法人が地方公共団体から減額された賃料で借りた建物の一部に、政治団体の事務所が置かれている

(担当者氏名)

(所属)

(直通)

(FAX)



事 務 連 絡
平成 13 年 8 月 31 日

各都道府県衛生主管部局 御中

厚生労働省医政局

「公益法人の活動と政治団体の活動の峻別について」（8 月 21 日
付け事務連絡）に関する補足説明

先日送付しました「公益法人の活動と政治団体の活動の峻別について」（8 月 21 日付け事務連絡）につきまして、各都道府県担当者からの内容照会をいただいておりますので、同事務連絡の別紙に掲げた事例について補足説明をいたします。

- 「公益法人が、政治団体の会費を特別会費の名目で、同法人の会費と一緒に徴収していた事例」とは、
 - ・ 政治団体が行う特別会費の徴収自体が禁止されるものではなく、公益法人が、公益法人の会費に含めた政治団体の会費を同一口座に入金して徴収した場合などを意味すること。
- 「公益法人の事務所が政党の入党申し込み書の送付先となっていた事例」とは、
 - ・ 単に公益法人と政治団体の住所が同一であることをもってただちに不適切な事例となるものではなく、特定政党の入党申し込み書の宛先を、本来政治団体とすべきところを、公益法人の総務部としているような事例等を意味すること。
- 「公益法人の会費と政治団体の会費が同一の預金口座で管理されていた事例」とは、
 - ・ 公益法人の活動資金と政治団体の政治活動資金の入金、保管、支払等の管理が同一の口座で一体となっていて行われているような事例を意味するものであること。
- 「公益法人が地方公共団体から減額された賃料で借りた建物の一部に政治団体の事務所が置かれていた事例」とは、
 - ・ 単に公益法人と政治団体の住所が同一であることをもってただちに不適切な事例となるものではなく、地方公共団体が公益法人の公益性に着目して減額した賃料で賃貸している建物について、公益法人がその一部を契約に反して継続的に政治団体に使用させることが目的外使用に当たるという趣旨であること。

なお、今回の調査は、国等から補助金等を受けた公益法人は、補助金等を受けた日から一年間を経過する日までの間、政治活動に関する寄附をしてはならないとされていることに鑑み、行っているものであり、公益法人が政治活動を行うこと自体が禁止されているわけではないので、調査に当たっては、この点にご留意ください。

担当：厚生労働省医政局総務課企画法令係 山本幸司

TEL:03-5253-1111(内線 2519)

FAX:03-3501-2048

MAIL:yamamoto-kouji@mhlw.go.jp



平成16年2月17日 衆議院予算委員会

永田寿康議員 議事録（関係部分抜粋）

○永田委員 お待たせをいたしました。厚生労働大臣、本件に関して、日本歯科医師連盟からの政治献金が、特に吉田前議員の後援会及び吉田前議員が支部長を務めていた自民党の総支部に対する献金が、これが数字が食い違っている。すなわち、歯科医師連盟から出した献金の額、これは報告書に載っています。それと、受け手の側、幸進会と総支部が受け取った額とが食い違っている。こういう話がありました。

これは歯科医師連盟の体質というか、経理のずさんさを示すものとして大変重要な問題だと僕は思っているんですが、大臣の御所感をお伺いしたいと思います。

○坂口国土大臣 これはもう御承知のとおりだと思いますけれども、日本歯科医師会、これは公益法人でありまして厚生労働省の担当でございますが、その日本歯科医師連盟、これは政治団体、任意団体でございます。これはもう私の方の担当ではございません。

したがって、私の方は、日本歯科医師会の方の内容につきまして、それは、私たち、やはり責任があると思いますからきちんとしていかなければならないというふうに思いますが、連盟の方は私どもの担当じゃないものですから、それは私の方で把握をしているということではございません。

○永田委員 そういう理屈は通らないんですよ。社団と政治団体は別物であるという理屈は通らない。

ここに、日本歯科医師連盟規約というのがあります。第二条、「本連盟は、会員相互の協力により、政治力を強化し、日本歯科医師会の目的を達成させるために必要な政治活動を行い、もって国民医療の発展に資することを目的とする。」第三条、「本連盟は、日本歯科医師会の会員をもって組織する。」こういう二つの文章が出ています。

第二条、「目的」ですよ。歯科医師連盟の目的は、「日本歯科医師会の目的を達成させるために必要な政治活動」を行っているんですよ。それ以外の規定はありません。つまり、政治連盟が行っている活動のすべては、例外なく、日本歯科医師会が行おうとしている政治活動なんです。日本歯科医師会の目的を達成させるために行っている活動なんです。一体不可分のものなんです。社団法人歯科医師会がなければ連盟は存在し得ないんです。社団法人歯科医師会の目的を達成させるためには、政治的な分野

では連盟が必要であり、連盟だけがその政治活動の分野を担っているんです。だから、これは別物だから厚生労働省は関係ありませんという理屈は通らないんです。

(中略)

○坂口国務大臣 日本歯科医師会は、八〇二〇運動など非常に立派な運動もしておみえになりますし、大きな貢献もしておみえになるというふうに思っております。

ただ、今問題になっておりますのは、歯科医師会が別枠でおつくりになっております歯科医師連盟、いわゆる政治団体の方で、それが適切に行われていなかったということなんだろうというふうに思います。

元議員の吉田議員のお話が出ましたけれども、今、私も新聞報道しか存じませんけれども、吉田元議員の方がお出しになったものと、そして歯科医師連盟の中のものが違う、こういうことが生じているということでございまして、まさしくその歯科医師連盟の中のことでございますから、我々、とやかく言うわけにはいきませんが、しかし、我々の方として明確にしておかなければならないのは、歯科医師会とそして歯科医師連盟とはこれは別物でありますから、ここが混然一体となっておるようなことは、これはぐあいが悪いことであります。

前回にも、平成十三年でございましたか、医師会のお話が出まして、このときにも、医師会と医師連盟とは別ですからそこは明確にしてくださいということを通達等でも出しましたし、特に国会等でお取り上げをいただきましたときには、そこに対しましては都道府県から明確にそこは御指導くださいということを申し上げてきたところでございます。



平成16年3月4日 衆議院予算委員会

佐々木憲昭議員 議事録（関連部分抜粋）

○佐々木（憲）委員 次に、日歯と日歯連の一体化問題について坂口大臣にお聞きしたいと思うんです。

大臣は、医師会と政治団体の関係について、明確に峻別すべきだという答弁をされています。

二〇〇一年六月十一日の当時の医政局長も、日医、日歯、看護協会など、特に大臣からの強い御指示もございまして、公益法人の活動と政治連盟の活動を峻別するように、特に最近強く指導している、こういうふうに答弁をされているわけです。

坂口大臣、昨年六月十三日には、こういうふうに言っているんですね。例えば医師会と政治連盟が同じ場所で同じ電話番号で、そして同じ人が会長というのは好ましくない、そこは明確に区別をしていただく、こういうふうに答えておられます。

ところが、この予算委員会の総括質疑で私が紹介しましたように、まずは本体の日歯と日歯連、この会長が同じなんですよ、依然として。それから、会計責任者も全く同じなんです。何も峻別されていない。都道府県を見ましても、四十五の都道府県で住所も同じ、三十三の都府県で会長が同じなんです。

これはもう、事実からいまして、峻別すると言っておられますけれども、実態は峻別されていないんじゃないでしょうか。

○坂口国務大臣 きょう、さきの委員にもお答えを申し上げたとおりでございまして、これは平成十三年でございましたか、医師会の問題が起こりまして、そのときに各都道府県に対しまして文書を出した。また、医師会や歯科医師会、薬剤師会等に対しましても、その旨を、こういうふうにすべきだということを指導したということでございます。

内容は主に三点でございまして、それは、公益法人が政治団体の会費を特別会費の名目で同法人の会費と一緒に徴収しない、それから、公益法人の事務所が政党の入党申込書の送付先となっていることは避けるべきだ、それから、公益法人の会費と政治団体の会費が同一の預金口座で管理されていることは避けなければいけない、主にこういう内容のものを出したということでございます。

その後、各都道府県に対しましても、そういうことが行われないように各都道府県からもよく指導をしてほしい、各地方の場合には、ということではございまして、各都道府県の中からも、そういうふうに指導して現在こうなったというふうな症例も

寄せられております。

しかし、全体としてまだどうなっているかということまでは私も把握をいたしておりませんので、そこはもう一度またしっかりと、そういうふうになっていないということであれば徹底したいというふうに思っております。

○佐々木（憲）委員 二〇〇一年の八月には、おっしゃったように、都道府県に文書を出しているわけですね。それで調査をした。ところが、私、その調査結果を見せていただいたんですけれども、回答があったのは十三府県なんですよ、四十七都道府県に通達を出したにもかかわらずですよ。それから、歯科医師会の記述があったのが九府県、そのうち指導、改善したのはたった四県なんです。これ、厚生労働省がやった仕事であります。だから、実際にはほとんど直っていないということなんです。

これは、福岡市の日歯連の昨年五月一日の機関紙「福市歯連盟」というのがあるんです。それを見ますと、「各支部については峻別は問われない状況でございます。」「支部から班に行きますと連盟と本会が」、本会というのは歯科医師会ですけれども、「一緒になって全然問題ないということになっています。」と。これは昨年五月の段階でもそういう形ではっきりと活字にされている。

ことし一月の、愛知の「愛歯月報」によりますと、県の歯科医師会と日歯連の区別は、「規則上そうしたわけで、入退会が自由になったわけではない」と答えているわけです。これは峻別がまともに行われていない証拠でありまして、だから直らないんですよ。

ですから、やはり大臣がおっしゃったんですから、人も区別する、場所も組織も区別する、はっきりそういう指導をするということをおっしゃっていただかないと全然直らないんじゃないですか。

○坂口国務大臣 先ほど申しました三点につきましては、これは徹底をしなければいけないので、そういうふうにしたいというふうに思っております。各都道府県の中には既にされているところもあるわけでありますから……（佐々木（憲）委員「一つか二つですよ」と呼ぶ）全体から来なかったからそれは全部だめだというわけではないというふうに思っておりますが、今後も徹底をしたいというふうに思います。



平成16年3月12日

参議院予算委員会

八田ひろ子 議事録（関係部分抜粋）

○八田ひろ子君 日本共産党の八田ひろ子でございます。

坂口厚生労働大臣に伺います。

まず最初に、お配りをしておりますこの資料の、ホチキスで留めてあるのの四枚目をごらんください。これは、鹿児島県の医師会からファクスで鹿児島県下の各医師に今月の三月一日、あ、済みません、これの四枚目です、はい。あて先に「夜間大量F-NET」、医師会に登録された電話番号に一斉に送付されたというもので、文書の内容は重大であります。これ、本文の二行目をごらんください。「今年七月施行予定の第二十回参議院議員選挙の対策として特別会費を徴収する」とあり、特別会費賦課額は連盟会員（日医A会員）一人当たり一万円、徴収方法は社会保険診療報酬口座より三月に徴収する、とあります。

医師連盟は医師会を通じてこのように正に一体となって自民党の参議院選挙活動費を集めているということですが、これは大問題です。大臣の見解を伺います。

○国務大臣（坂口力君） これは日本医師連盟からでございますから、まあ日本医師会からこれを行っているんだったらそれは問題でございますけれども、医師連盟でございますので、医師連盟というのは政治団体でございますから、私は、医師会が行ったものとは別に違いますし、厚生労働省が所管いたしますのは医師会の方でございますから、この問題は別途考えるべきだと思っております。

○八田ひろ子君 政治連盟とおっしゃいますけれども、実際そうになっていませんでしょう。医師会のファクスで送って診療報酬口座からの引き落とし、医師会の業務そのものではありませんか。

鹿児島だけでも医師会のA会員というのは一千二百余名あるということですが、これで一千二百万円です。全国でもしこんなことが行われますと総額八億円、莫大な金額。そうしたお金が社会保険診療報酬の振替口座から徴収されるというのは、公的医療保険のお金が八億円も自民党に自動的に流れる仕組みがあるということじゃないですか。重大だと思わないんですか。

○国務大臣（坂口力君） ここは私が答えることとは違うというふうに思います。医師会の問題は、公益法人として私の方で所管をいたしております。医師連盟の方は政治

団体でございますから、私の方とは違うというふうに思います。

ただ、私の方がいつも医師会や歯科医師会に言っておりますのは、ここは明確に区分されるように、誤解の生まないようにしてくださいということを常々申し上げているところでございます。

○八田ひろ子君 だれが見ても一体だと思いますよ。こういうことを正さなきゃいけません。まず一体どうなっているか、全国ちゃんと調べるべきだと思いますが、大臣、どうですか。

○国務大臣（坂口力君） 何度か都道府県に対しましても通達を出しておりますし、そして、都道府県の方でいろいろとそのことについて、医師会、歯科医師会その他薬剤師会や看護師会など、様々なその団体に対しまして呼び掛けを行っているということでございます。鋭意私は改善をされてきているというふうに思っております。

○八田ひろ子君 この資料は、自民党が医師会という公益団体を下請として使って、組織的にもお金も一体となって集める、驚くべき選挙をやっている、このことを証明していると私は思うんですね。だから、きちっとやめさせるべきなんです。指摘されてもどうなっているのか調査さえしないという、そういう姿勢では小泉内閣に清潔な政治を語る資格はないと、こういうことを強く指摘をして、次の労働問題に移りたいと思います。

（以 下 省 略）



平成16年4月15日

参議院厚生労働委員会

小池晃議員

議事録（関係部分抜粋）

（中 略）

○小池晃君　　そもそもこういう事件なぜ起こるのかということに関して言うと、私は、背景としてやはり歯科医師会と歯科医師政治連盟が一体となった集金活動が横行しているという問題があると思うんです。これによって多額の資金が生まれて、そういう資金が政治家や今回のように中医協の委員にまでばらまかれているということではないだろうか。ここにメス入れない限り、私はこうした疑惑の根を絶つことできないと思います。

この間、この問題、私も何度も取り上げてまいりましたが、その後、今日も、こういう事態あったんで朝からいろいろと調べてみたら、それだけでも次から次へと事実出てくるわけであります。

これは山梨県の歯科医師会が歯科医師会の名前で会員の医療機関に送った文書なんですけど、この中には、会費の通知なんですけれども、山梨県歯科医師会会費と政治連盟会費、それから日本歯科医師会会費と政治連盟会費がこれ一緒に全部記載されて合計額として示されている。これが医療機関に送られている。正にこれ、混然一体となった集金活動の、私、動かぬ証拠だと思う。

それから、後で厚労省にはこれお渡ししますけれども、北海道の歯科医師会が会員に送った領収書のコピーがございます。これははがきで送られているんですが、歯科医師会費十五年度前期分五万円、日本歯科医師政治連盟の会費十五年度分三万三千元、北海道歯科医師政治連盟会費十五年度分一万円、その他国保料など全部合計して十八万四千九百七十三円が北海道歯科医師会の発行した領収書で会員に送られているわけです。

さらに、これは医師会、歯科医師会でなく医師会ですが、神戸市の医師会が会員に送ったこれ二枚の請求書がございます。これ、全く書式も同じだと。片やこれ医師会費、片や連盟会費なんです。これ、振り込み口座両方とも書いてあるんですが、どちらも大和銀行神戸支店、それから神戸中央郵便局、それぞれ口座番号は全く同じで、口座名義人は両方とも社団法人神戸市医師会となっている。この送り付けられた請求書に同封されていたのがこの振り込み用紙でございまして、この振り込み用紙には医師会費と政治連盟の会費を合計した金額が書かれて、口座名は神戸市医師会、ここに振り込んでくださいと。つまり、

医師会費も政治連盟の会費も医師会の口座に全く一緒に振り込まれているという、こういう構図あるわけですよ。こんなことやったら、どこまでが医師会費でどこまでが連盟会費なんて、これは峻別のしようがないわけです。

この問題は私も何度も取り上げてきましたが、こういう医師会や歯科医師会とそれから政治連盟を一体となって集金活動やるということに私は重大な問題があると考えておりますが、大臣の認識いかがですか。

○国務大臣（坂口力君） これは以前にも御答弁申し上げたことがあるというふうに思いますが、医師会は、これは厚生労働省の管轄でございますが、医師会政治連盟でありますとか歯科医師政治連盟でありますというのは我々の、この厚生労働省の範囲のことではございません。

ただし、そうではございますけれども、今御指摘のように、医師会と医師政治連盟、それから歯科医師会と歯科医師政治連盟の会費を一緒に集めるとか、あるいはまた同じ場所に存在をするとか同じ口座にするとかというようなことは、これは避けなければならない。それは別の話であって、別にすべきだということを各種団体に対しましても流しているところでございますし、何度もそれは我々の方といたしましては各種団体に言っているところでございます。

しかし、そういうふうに流しております、流しているといえますか、皆さん方にもそういうふうにして申し上げているところでございますけれども、それでもなおかつそういう事態が今後も続いているということであれば、現在も続いているということであれば、ひとつしっかりとその辺は一遍調査をして再度確認をしたいというふうに思います。

○小池晃君 これが続いているんですよ、依然として。これ、通達出してそれで終わりじゃなくて、今、大臣、調査するとおっしゃったんで、これは是非調査していただきたい。これ全国調査すべきですよ、こういう実態がもう本当に。だって、私、今朝から調べただけでこれだけ情報来るんですよ。これは厚労省がもう全体としてやればもっともっとこれはっきり全貌分かるはずだ。これは是非調査すべきだというふうに思います。

政治連盟の活動の中身も、これ見てみますと、例えば中野区の、東京の中野区の歯科医師政治連盟の例をちょっと御紹介しますと、昨年九月二十七日に中野区歯科医師会の会館の講堂で総会が行われているんです。会長のあいさつがちゃんと報告書になっています。どういうあいさつかというと、四月の中野区議会議員選挙におきまして所期の目的を達成し、山崎芳夫区議が当選できましたことは、先生方のお力添えのおかげです。ありがとうございました。来年七月に参議院選挙があります。我々の業界より日本歯科医師連盟公認の笹井啓史

氏、厚労省の出身の方ですね、が立候補いたしますと、こういうごあいさつされていて、その後は粕谷茂前衆議院議員、川井重勇都議会議員があいさつをして、正に自民党の後援会の決起集会みたいなことをやっているわけです。

川井都議はこんなことを言っている。粕谷茂前衆議院議員を東京都連盟の特別枠推薦で比例区で押し上げたいということで話を進めておりますと。定年は七十三歳ですが、総裁・総理経験者、それに準ずる働きが党にあった方という特例がありますと。東京都連盟、まあ歯科医師連盟ですね、正にそれに準ずる働きをなさった方ということで、認めていただけるかどうかは国レベルの問題となるので今現在分かりませんが、そうしたいと。正に候補者の決定にまで歯科医師連盟として取り組んでいるということを書いているわけで、これ事実としては重大だと。

私は、中野区のこれ調べてみますと、歯科医師政治連盟の会費は、日本歯科医師連盟が三万三千元、東京都連盟一万五千元、中野区歯科医師連盟が二万円ですから、これ合計、先生方一人当たり六万八千円の政治連盟会費を払っているわけです。これが膨大に集められて、それが言わば医師会員、歯科医師会員から自動的にこれだけの巨額なお金が集められて、それが自民党の政治活動に使われているとしたら、これは私重大な事態だと、こんなことを許しているのかというふうに思いますが、大臣、いかがですか。

こういったことがまかり通っているんですよ。こういったことに対して、これは連盟の問題だというふうにおっしゃるけれども、歯科医師会と全く一体となってやっている以上、これは厚生労働省として物を言うべきじゃないですか。いかがですか。

○国務大臣（坂口力君） 政治連盟の中でどういうふうに行われているか、そこでどういう発言をされたかというところまで我々は関知することではないと思っております。

○小池晃君 しかし、今回こういう事件にまでなってきていると。これは歯科医師、中野区歯科医師連盟の会長は言っているんですね。我々の仕事というのはどういう仕事かなと、こういうふうに言っているんですよ。連盟の仕事というのは、社会保険の問題、また委託事業、学校歯科健診、三歳児健診等に関し関係各所と折衝し歯科界の立場を主張すると。政治力がないとできないから、こういう政治力を発揮してやろうと。正に連盟の政治力を使って厚生行政を、これ動かしているということを行っているわけですね。これはちゃんと会員に公然と配られているあいさつですよ。

だから私、これは政治連盟だから関係ないじゃ済まされない。正に今回の事件

がそれを示しているじゃないですか。この混然と一体となった集金活動によって莫大なお金、そしてそれが峻別されていないから、どこまでが医師会のお金でどこまでが政治連盟だか分からない。そういう金が正に厚生行政を動かす、診療報酬の点数を変えるために使われていると。こういう実態があるのに、それは政治連盟の話で関係ありませんじゃ済まないでしょう。

これ、厚生大臣として、こういう実態があるのであれば、やはりただすべきところはただすと、私は当然そういう態度で臨むべきだと考えますが、大臣、いかがですか。

○国務大臣（坂口力君） 政治連盟がどういうことを主張されるか、それは政治連盟がお決めになることでございます。

政治連盟というんですから、それは政治をどう動かそうかと皆思われるでしょう。それはほかの団体でも同じことでありまして、政治に対してどういう働き掛けをするかということをやったりそれはお考えになって政治連盟をお作りになっているわけでありますから、我々の主張を政治にひとつ反映させようということに、おっしゃるのはそれは当然のことだといえば当然のことだというふうに思うわけであります。だから、そのことと今回のこととがそんな直接関係あるということではないというふうに私は理解をいたしております。

○小池晃君 そんなことを断定できる段階じゃないと思いますよ、事実がまだ分かんないって大臣だっておっしゃったんだし。これは徹底的に、こういう事実関係について厚生労働省の責任で私は明らかにすることを求めたいと。先ほどおっしゃいましたから、それはやっていただくということで。

公益法人と政治団体の峻別が適切に図られていない例

Case 1

政治連盟会費が、公益法人の銀行口座に振り込まれている等、政治団体会費と公益法人会費が同一の預金口座で管理されている場合

Case 2

政治連盟会費を公益法人が請求している場合

Case 3

公益法人が政治団体の会費を特別会費の名目で、同法人の会費と一緒に徴収している場合

Case 4

公益法人名義の領収書において、公益法人会費と政治団体会費を併せて記載した場合

Case 5

政治団体に関する書類の送付先が、公益法人の事務所になっている場合

Case 6

公益法人が地方公共団体から有償にて借りた建物の一部に政治団体の事務所が置かれている場合

Case 7

政治連盟が公益法人の連絡網・連絡手段（FAX 等）を使用し、政治連盟に係る通知等を行っている場合